

令和4年12月27日

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社アシストに対し、資金繰り困難に陥り、業務を続けることができなくなったことを理由に契約を解除されたことから、指名停止3か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社アシストは、札幌開発建設部発注の「車両管理業務（単価契約）（空知川河川事務所）」及び「車両管理業務（単価契約）（千歳川河川事務所）」の契約において、資金繰りが困難に陥り、業務の続行ができなくなったことを理由に、令和4年9月30日に契約を解除されたことから、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社アシスト	東京都新宿区西新宿3丁目3番13号西新宿水間ビル6階

2. 指名停止措置期間：令和4年12月27日～令和5年3月26日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃（内線5703）

開発監理部 会計課 開発事務専門官 安藤 慎吾（内線5832）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>